竜王町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年６月　　竜王町教育委員会

目 次

１．計画の趣旨及び現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ・・・・３
５．関連する取組、計画のフォローアップについて・・・４

１．計画の趣旨及び現状

（１）計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に専念できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領において目指している理念の実現に向けてより良い教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、および文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

竜王町教育行政基本方針で掲げる「夢と志を持ち自ら未来を切り拓き社会の発展に参画する人づくり」の実現には、教職員が心身ともに健康で誇りとやりがいを持って職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が限られた時間の中で最大限の成果を出すという意識を醸成し、業務の精選と効率化を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

竜王町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、本町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を期するものである。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効率的な働き方改革を進めていく。

（２）竜王町立学校教育職員の現状

本町では、教育職員の時間外在校等時間の縮減に取り組んでいる。これまでの取組により、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりであった。

【令和６年度】

	一人あたり月平均超過時間（時間・分）	月 45 時間を上回る割合（%）	月 80 時間を上回る割合（%）
小学校	３３時間１２分	２９．４	１．４
中学校	５１時間	５３．６	１３．９
小中学校	３９時間２４分	３７．５	５．６

【令和７年度】

	一人あたり月平均超過時間（時間・分）	月 45 時間を上回る割合（%）	月 80 時間を上回る割合（%）
小学校	３３時間２４分	２９．３	１．４
中学校	５３時間１２分	４５．２	２２．８
小中学校	４０時間６分	３４．６	８．５

時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合は、小中学校であわせて 34.6%であった。令和６年度より 2.9%減少しているものの、月 80 時間を上回る割合は、8.5%であり、2.9%増加した。小中学校とも月平均超過時間の平均時間は、令和６年度に比較して増加している。教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等多岐にわたり、日常的に業務負担が大きくなっている。

２．目標

国においては、令和 11 年度までに教育職員の１か月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減、月 80 時間超を 0 人を目標にしていることから、本町の現状をふまえた上で以下の目標を設定する。

（１）時間外在校等時間に関する目標

ア １年間における１ヵ月の平均時間外在校等時間を小学校では 30 時間以内、中学校では 40 時間以内にする。

【令和７年度：小学校　33 時間 24 分、中学校　53 時間 12 分　】

イ １ヵ月の時間外在校等時間が 80 時間を超えている割合を小学校では０%、中学校では 15%以内にする。

【令和７年度：小学校　1.4%　中学校　22.8%】

（２）ワーク・ライフ・バランスに関する目標

ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合（%）を 13%以下にする。

【令和７年度：15.3%】

イ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 88 以下にする。

【令和７年度：90】

＊総合健康リスク

＝仕事の負担による健康リスク×職場のサポートによる健康リスク÷100

100 を基準として評価

ウ 年間の年次有給休暇の平均取得日数（日）を 13 日以上にする。

【令和７年度：11.8 日】

３．計画の期間

本計画の計画期間は、令和８年度から令和 10 年度の３年間とする。

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」等を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

・登下校時の通学路における日常的な見守り活動は、保護者、地域住民、スクールガードによる活動を推進する。

・放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、少年補導員や警察が行っている見回りに委ねる。

・学校徴収金の徴収・管理は、公会計化を行う。

・地域学校協働本部を設置し、統括マネージャーと各校の地域コーディネーターが連携し、ボランティアの連絡調整を行う。

・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対して、法的な側面から指導・助言を行い、場合によっては町の顧問弁護士に相談する体制を整える。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

・教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。

・教頭および事務職員を補助し、調査・報告、服務管理、施設管理などを行うスクール・サポート・スタッフを配置する。

・ＩＣＴ機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理は、民間事業者に委託する。

・竜王町総合運動公園のプール施設を利用できるよう準備を進め、教育職員へのプール管理に係る負担を減らす。

・校舎の開錠・施錠について、機械警備等で当該業務の効率化を図る設備の導入を検討するとともに、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しないようにする。

・校内清掃について、学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校職員等の輪番制等による負担軽減を促進する。

・土日を含む部活動において、部活動指導員や地域指導者を活用するなど、地域連携を推進する。また、部活動の地域展開を進め、地域クラブの整備、指導員の確保、地域クラブにおいて、町立学校教職員が兼職兼業制度によって指導できる体制づくりを進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

・給食の時間における食に関する指導については、栄養教諭または学級担任が実施する。

・授業準備の補助（教材の印刷等）を行うスクール・サポート・スタッフを配置するとともに ICT 機器の活用を促進する。町内の実践事例やデジタル

コンテンツを竜王町共有フォルダに保存し活用を図る。
・校務支援システムや自動採点技術を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
・修学旅行、その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教職員および支援員等との協働を促進する。
・支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、児童生徒の課題に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ別室対応支援員、家庭教育支援員等と教師との協働を促進する。

（２）学校における措置の推進
・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
・勤務時間外の電話については、音声案内を活用する。
・出退勤時刻を管理する「出退勤管理システム」を活用し、教育職員一人一人の在校等時間を客観的に把握する。
・小中学校に児童生徒の授業補助や生活補助などを行う支援員を配置する。
・小学校低学年の各学級に支援員を配置する。

（３）教育職員の健康および福祉の確保に関する取組
教育職員の健康および福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。
・１ヵ月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に対して、産業医による面接指導等を実施する。
・ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境改善を推進する。
・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう学校閉庁日を設定する。

５．関連する取組、計画のフォローアップについて
（１）各学校の教育職員の時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムから把握し、教育職員のライフワークバランスに関する目標の達成状況については、本町で実施するストレスチェックの結果から把握する。また、年次有給休暇の取得日数についても把握する。

（２）取組の着実な実行を図るため、毎年度、設定した目標の達成状況を本町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会および総合教育会議において報告することとする。